

平成 26 年 6 月 19 日

関係団体各位

国土交通省中国地方整備局
建 政 部 長

建設業法等の一部を改正する法律及び公共工事の品質確保の促進
に関する法律の一部を改正する法律並びに国土交通省直轄工事
における社会保険等未加入対策に関する説明会の開催について

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素より国土交通行政にご
理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、「建設業法等の一部を改正する法律」（以下「建設業法等改正法」という。）及び
「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「品確法改正法」
という。）について、4月4日に参議院本会議において、5月29日に衆議院本会議にお
いて、それぞれ全会一致で可決され、6月4日に公布され、このうち、建設業法等改正
法の一部と品確法改正法の全部については即日施行されました。また、品確法改正法に
おいては、国が、地方公共団体や事業者の意見を聴き、発注者共通のルールとなる運用
指針を策定することとされています。

このため、両改正法の内容につきまして、建設業者団体の皆様に対して国土交通省よ
り説明を行うとともに、運用指針の策定のための意見交換を行いたいと考えております。

また、本年8月1日以降に開始する国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対
策についてもあわせて説明を行いたいと考えております。

つきましては、下記のとおり説明会を開催しますので、貴団体にご出席いただきたく
ご案内申し上げます。

誠にお手数ですが、別紙「参加申込書」に必要事項を記入の上、7月3日（木）まで
にFAXにてご返信いただきますようお願いいたします。

記

【日 時】 平成26年7月11日（金） 10:00～11:30

【場 所】 広島国際会議場 国際会議ホール「ヒマワリ」
広島県広島市中区中島町1番5号（別紙位置図参照）

【内 容】 (1) 建設業法等改正法について
(2) 品確法改正法及び運用指針策定について
(3) 意見交換
(4) 国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策について

【問い合わせ先】

国土交通省 中国地方整備局建政部建設産業課 立岩補佐、児玉（建設業係）

Tel : 082-221-9231

Fax : 082-511-6189

建設業法等の一部を改正する法律及び公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律並びに国土交通省直轄工事における社会保険等未加入対策に関する説明会

参加申込書

参加申込書 FAX送付先 082-511-6189

団体名			
連絡先	電話		
	FAX		
参加者氏名	役職	氏名	
	役職	氏名	

多くの皆様へ受講頂けるよう、参加人数は各団体2名様まででお願いします。

また、定員になり次第締め切りとさせていただきます。

☆説明会当日は、本用紙をご持参下さい。

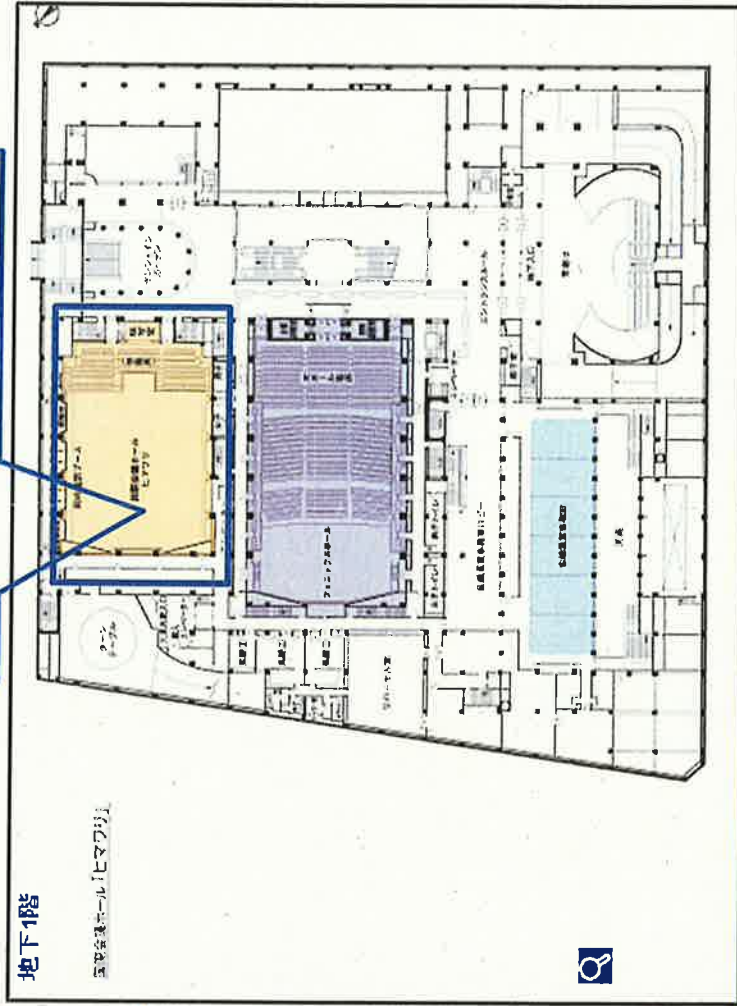
<お問い合わせ先>

国土交通省中国地方整備局
 建政部 計画・建設産業課
 (担当:立岩補佐、児玉建設業係長)
 電話 (082)221-9231(代表)

会場案内図



説明会会場 国際会議ホール「ヒマワリ」



※ご来場の際は、公共交通機関をご利用下さい。

- JR広島駅から
 - 路線バス: 南口バス乗り場A-3番ホームより、広島バス24号線吉島営業所または吉島病院行「平和記念公園」下車すぐ
 - 路面電車: 南口路面電車乗り場で乗車 広島港①行「袋町」下車⇒徒歩約10分 広島島②または江波⑥、宮島行「原爆ドーム前」下車⇒徒歩約10分
- 広島バスセンターから
 - 徒歩: 約10分

※会場には、説明会のための駐車場は確保しておりませんので、やむを得ず お車でご来場の際は、周辺の民間駐車場等をご利用下さい。